

第36問【解答例】

第1欄

(1)

登記の目的		所有権移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成7年4月10日相続
	上記以外の申請事項等	相続人（被相続人甲山司）持分6分の3 甲山治子 6分の1 甲山一郎 6分の1 亡甲山昭子 上記相続人甲山治子 6分の1 乙川和子
添付情報		ア, オ, ク, ケ, キ, コ, ウ, エ

(2)

登記の目的		甲山昭子持分全部移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成15年7月15日相続
	上記以外の申請事項等	相続人（被相続人甲山昭子）持分6分の1 甲山治子
添付情報		ウ, ク, エ, キ

第2欄

(1)

登記の目的		共有者全員持分全部移転
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年5月10日売買
	上記以外の申請事項等	権利者 株式会社カガワソーラー 義務者 甲山治子, 甲山一郎, 乙川和子
添付情報		ヌ, ス, チ, ツ, テ, ヘ, ヒ (民事大介の同意書), エ

(2) (X) の欄に記載すべき事実・法律行為

<ul style="list-style-type: none"> ・売主甲山治子（代理人乙川平太）、甲山一郎、乙川和子は、平成30年4月25日株式会社カガワソーラーに対して、上記1(4)の不動産を売却した。 ・本件売買契約には、買主が売主に売買代金全額を支払った時に、買主に所有権が移転する旨の特約がある。 ・平成30年5月10日、買主が売主に売買代金の全額を支払った。 ・本件売買契約について後見監督人民事大介の同意は得られている。 ・よって、平成30年5月10日、売主から買主に本件不動産の所有権が移転した。

第3欄

(1)

登記の目的		地上権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年5月25日設定
	上記以外の申請事項等	目的 太陽光発電施設所有 範囲 東京湾平均海面の上25・50メートルから上3・50メートルの間 存続期間 252か月 地代 1平方メートル当たり年120円 支払時期 毎年12月末日 地上権者 株式会社サンエネルギー 設定者 株式会社カガワソーラー
添付情報		ネ, セ, ト, ヘ, ホ, ヒ (株式会社A電力開発のもの)
登録免許税額		金3700円

(2)

登記の目的		2番地上権根抵当権設定
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年5月25日設定
	上記以外の申請事項等	極度額 金5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 香川市四谷229番地 株式会社サンエネルギー 香川市赤坂29番地 株式会社カガワソーラー 根抵当権者 株式会社B銀行 (取扱店 香川支店) 設定者 株式会社サンエネルギー
添付情報		ノ, ソ, ホ, ム
登録免許税額		金20万円